

## 成年後見制度の活かし方

～本人意思を尊重した身上監護の事例等から考える～

2016年2月20日(土)

場所 たちばな職員研修センター 3階研修室

○司会 皆さん、こんにちは。本日は足元の悪い中、参加いただきましてどうもありがとうございます。ございます。

ただいまから、「成年後見制度の活かし方 ～本人意思を尊重した身上監護の事例等から考える～」を開催させていただきます。

私、本日の司会をさせていただきます、こうべ安心サポートセンターの松川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に本シンポジウムの開催趣旨を、主催者を代表いたしまして、神戸シルバー法律研究会代表幹事、村上弁護士が説明をいたします。

○村上 皆さん、こんにちは。本日は、何かとお忙しい中、それから足元の悪い中、たくさんの方に来ていただきまして、大変うれしく思っております。どうもありがとうございます。ございます。

紹介していただきました、神戸シルバー法律研究会代表幹事の弁護士の村上と申します。

当研究会では、平成20年度から毎年、成年後見制度に関するこういったシンポジウムを開催してきました。今年が目玉は2つあります。1つは、身上監護、それからもう1つは、高齢者の問題だけではなく、障がい者の問題に視点を当てると、そういう2つの目玉を立てています。

根本には、本人の意思を尊重した援助のあり方、憲法で言うところの本人の幸福を追求する権利をいかに実現するかという視点での援助のあり方を、事例を通して考えていきたい、そういう趣旨で今日のシンポジウムを企画しました。

今日のメニューは大きく分けて2つ。

1つは、西野弁護士による成年後見制度に関する最新トピックスの解説です。最近運用が始まりました後見制度支援信託と平成26年に我が国が批准しました障がい者の権利条約等について解説をいただきます。

その後、パネルディスカッションを通して、特に身上監護なんかの面でいろいろ苦労

したりしながらやっている事例を紹介することをやっていきたいと思います。

参加の皆さんの中には、例えば成年後見人とか、そういう立場で高齢者、障がい者の支援に携わられる方が多いのではないかと思います。

私も成年後見業務をやっていますが、そういった業務というのは、本当にいろんなことが起こりますね。ある日突然びっくりするような事態が起こるということもありますし、一方で、地味に困難な問題と長期にわたってつき合っていないといけない、そんなこともあります。

本人の意思を尊重するというふうなことを考えるけれども、かといって支援するほうが倒れてしまっただけではどうにもならない。支援する側が倒れてしまっただけでは、支えることもできないということで悩んだりすることもあるかと思います。

今日紹介する事例を通じて、何か判断に迷うようなことにぶち当たったときに、どういう考え方で、どういう方針で臨んでいくのがいいのか、そういうことを考える一材料にしていいただければと思います。

終了時間が4時過ぎになると思います。長丁場になると思いますが、皆さん、どうぞお付き合いよろしく願いいたします。

○司会 そうしましたら、受付で冊子をお配りさせていただいております。本日、これから報告でありましたり、ディスカッションにつきましては、この冊子の資料を使わせていただきたいと思います。

それから、冊子の1ページをめくっていただきますと、アンケート用紙を入れております。こちらのほう、来年度以降、どういう内容で、どういうことをしていけばいいかということの参考にさせていただきたいと思いますので、ぜひご記入をいただきまして、お帰りのとき、机の上に伏せた状態でご提出をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の予定でございますが、今、村上弁護士のほうからお話がございました、この後、基調報告を20分程度させていただきまして、その後にパネルディスカッションという形で進めさせていただきたいと思っております。パネルディスカッションの間には、一旦休憩をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、基調報告につきまして、今ご紹介がございました、成年後見制度に関連するトピックス、支援信託、それから意思決定の支援につきまして、弁護士で神戸シルバー法律研究会の事務局長の西野弁護士からご報告させていただきます。

○西野 どうも、先ほどご紹介にあずかりました西野です。今日は皆さん、ありがとうございます。今日、後に楽しいパネルディスカッションがございますが、その前に、こちらのほうで、少し皆さんにぜひ知っておいていただきたい最新の話題をお伝えしたいと思います。

このレジュメの冊子は3ページをお開きください。

成年後見制度で、これはケアマネジャーさんとか、いろんな立場で相談を受けられる方に特に知っておいていただきたいと思う制度を挙げております。

後見制度支援信託。信託ということですね。これは、財産を他人に預けて管理してもらう制度ですが、これを後見制度のために利用していくことを、家庭裁判所がもう既に実施を始めております。聞きなれない制度でありますし、今までと違うことをやることとなりますので、現場ではかなりいろんな疑問が渦巻いているようにも聞いております。

家庭裁判所というところは、後見の制度で法定後見の決定を出してくれたり、任意の後見については、後見監督人を選任してくれたりはその通りですけれども、その後、事細かに後見の業務について相談に乗ってくれたり、説明してくれたり、なかなかしてくださいません。忙しいからできないということになっています。

その中で、いろんな疑問を抱えてしまう、特に親族の後見人のお立場の方がおられて、その1つに、後見信託制度が始まったらしいけど、これって何なのということがあります。

今日は、ちょっとそういう話をさせていただいて、例えばいろんな現場でこういう疑問が上がったときに、あれはこういうことなんですよという話を、皆さんからも伝えていただけるといいと思います。

先ほど言いましたように、後見の信託というのは、後見制度で管理している財産を、後見人の手から、信託の専門家である信託銀行のほうに移して、そこで管理をしてもらおうということにするわけですね。日常支払い用の預貯金を、その後見人さんのほうの手元で管理をすると。余裕のある分の財産は、信託銀行のほうに信託をして、そっちで管理をしてもらう。

その信託というのは、普通は、信託した人が、いつなりと取り戻したいですと言えればいいわけですけれども、この場合には、家庭裁判所の指示書がなければ、信託を解除して、財産を取り戻してくることができないこととなります。

そうしますと、後見人さんから、結局財産を取り上げて、別のところでやるという形になっているわけですが、こういうことを裁判所は進めてきていると。

対象とされている後見の類型は、今のところ、法定成年後見のうちの後見類型。後見についての類型が、保佐とか補助とかもありますが、保佐や補助は、ご本人さんの意思が幾分あって、ご本人さんと相談しながらやっていくので、まあそれでよかろうということになっています。それから、後見監督人がついていっしょの事件では、当然、監督人のほうが見ているから、まあいいであろうと。それ以外の、後見人しかいないという事案ですね。法定成年後見と、それから未成年の後見について、この信託の制度を導入しようとしています。

大体どういう財産をお持ちの場合かということ、現金を持ってらっしゃる方。預金を持ってらっしゃる方を考えていると。その預金を、後見人さんの手元に置くんじゃなくて、信託銀行のほうに定期預金なりの格好で置くということを考えています。

財産の形としては、ほかに株式だとか、いろいろありますけれども、金融商品のほうは、それを一旦解約して、売却して、預金にしてから預けることをするかどうかは、いろいろなケースによりけりということで、一律には考えられていません。

不動産をお持ちで、自分が住んでいる以外の不動産をいっぱい持っている方もおられますけれども、それを売却して、お金にして信託することも、そこまではまだ考えておられない。流動性の高い金銭、預金の分をどうするというところで考えています。

大体、裁判所のほうは、今のところ、500万円以上ぐらい余分の資金があったら、これを信託にしようかなというような方針で臨んでいるようです。これは将来どれぐらいで線を引きかは、多少変わってくるかもしれませんが。とにかく、たくさんある人から順々にやっていくという格好かと思います。

何を狙っているかというのはもう明らかでありまして、後見人さんの自由にさせないということですね。結局、後見人さんがその財産を不正に流用して、自分のものとして使ってしまうことを阻止しようとしているわけです。

この場合に、本来だったら、後見人さんの業務を監督するのは裁判所ではないですかということになるんですけども、先ほど申しましたように裁判所は非常に忙しくて手が回らないので、それは別の手だてを考えるとということになりました。

現実の問題として、後見人さん、まじめにおやりになっている方が大半だと思いますが、中には一部悪い人がいて、預かった財産を横領したり、それを勝手な用途に使っ

たりしていることは現実にあると。そういうのが新聞沙汰になったりしていることもあります。

これは何年か前に、未成年の後見の事案だったと思いますが、親戚の人がご両親のないお子さんの財産を預かっていたものを流用して、それは刑事事件、横領事件として挙げられました。刑法の財産犯の規定には、親族の間では刑を免除するというような規定もあったのですが、そのときに裁判所は判断を新しく示しまして、後見人の立場であれば、親族関係がたとえあったとしても、後見人の立場を利用して横領行為をしたらば、それは他人の犯罪と同じく処罰をするのだということになりました。ですので、これはもう刑事的にもまるっきりの犯罪だということになるわけです。

そういうことを未然に防ぎたいというので、裁判所は、大きな財産を持っている方の場合は信託を導入するというのでやっております。これは原則的にもう信託にするということなので、今までの後見業務に特段問題があったとか、何か不正の兆候が見えたとか、そういうことは関係ありません。この点で、今まで私がやっていたことについて家庭裁判所が不審に思っているからではないかと、そのように悩まれる方は非常に多いと聞いておりますが、裁判所はそんなこと全然考えてなくて、一律にこの財産の信託制度を持ってきているので、その点については、もう裁判所は別に他意はないのだと、そういう制度になってしまったんだということでご理解ください。

裁判所では、大体において、今まで後見をもう既に始めている事案、それから、これからの分には当然、後見信託をやるかという話になるんですが、今まで信託を使っていなかった人については、信託やりますか、それとも後見監督人をつけますか、どちらかにしてくださいと言ってくるようになります。後見人さんとしては、どちらか自分の事案にふさわしい方を選んで、こうしたいという意見を述べることにはなると思います。

どう違うかといいますと、後見監督人をお願いした場合には、後見監督人さんに報酬を毎年払わなくてははいけません。これは毎年払っていかないといけないので、その費用は信託に付した場合の費用よりも、ちょっとお高くはなると思います。私も後見監督の事案を、これは任意後見の事案でやらせていただいておりますけれども、年に10万円ちょっとぐらいの報酬をいただいておりますので、それを後見人として支出していくかどうかということになるわけですね。

そういうのはもったいないな、という考えで信託を選ばれる方も多いようです。その

場合に、どちらがいいかは事案によると先ほど申しましたが、後見監督人という人がついてくださる場合は、専門職の方が大抵つかれますので、後見制度についてよく知っているわけだから、そういう人が身近にいて、いつでも相談できるのは、それはそれでありがたい制度にもなると思います。ですので、後見の内容が複雑で難しく、相談者が近くにいたほうがいいなという場合は、この機会に後見監督人を選ぶほうをお願いしますという形でもいいかと思います。

そのほか、先ほど言いましたように、信託にできるのは預金なので、預金以外の財産が多いだとか、あるいは、遺言があつて、こういう形で財産を処分するというのもう既に決めておられる場合は、財産の形を動かすと、その遺言の内容が変わってしまいますので、それは信託には向かないということになります。

また、収支が不安定で、幾ら手元に残しておいたらいいのか、どうもはっきりしないという場合も、信託には不向きになるかと思います。

この辺は、裁判所も事案を見ながら、信託に向くだろうなという事案について、後見人さんにお声をかけて、あなたは後見信託にするか、それとも後見監督人をつけるか、どちらがいいですかと聞いてくると、大体そんな形だろうと思います。

実施の手順としましては、家庭裁判所が審判で、まず専門職の後見人を選任します。この専門職というのは、大抵弁護士か司法書士です。この人が親族の今までの後見人さんと複数の態勢でやりますよということになるわけです。専門職の後見人は、主に財産管理の面を見てくださいます。身上監護の点については、今までどおり親族の方にメインをお願いしますよという形にします。

この専門職の後見人さんは、財産管理として何をしようとしているかということ、この財産を今現在あるものを調査して、信託にするのがいいかどうかを判断してくださいと言われるわけですね。どういう信託がいいでしょうかと、そういったことの報告を裁判所にすることになっています。信託したほうがいいのか、これは信託には向かないこういう事情がありますから、やめたほうがいいですとか、あるいは信託にするとして、こういう信託のプランがいいですよということを、その専門職の後見人のほうが意見を出すということです。

意見を出すのは専門職のほうの後見人さんの職務ですが、当然その親族の後見人さんと相談をして、今までどんなやり方でやってきましたか、これからどういうことが見込まれますかねということをお聞きした上で報告書を書くことになりますから、その

場合には、専門職の後見人さんに信託にしてほしいですとか、あるいは、こういうやり方になってほしいですとか、信託の金額はこれぐらいにして、手元にこれぐらい残してもらわないと困るんですとか、そういったことを具体的に相談されるとよいと思います。

その報告が出ましたということになりますと、裁判所が信託の指示書を出しまして、専門職の後見人が、信託の契約を締結することになります。信託の契約を締結して、その財産が信託銀行のほうに託されたら、そこで専門職の後見人はお仕事が終わりですので、辞任をしまして、それから後は、手元の財産を管理して、かつ身上監護もやってくださいということで、親族の後見人さんが引き継がれることになります。

先ほど申しましたように、信託を解約するには、裁判所の指示書が必要になりますので、もしそういう事態が生じたら、裁判所に、こういうことがあったので、一部こういうお金の信託を解約させてくださいという報告書を出して、指示書を受け取ると。一時的にお金をおろしてもらうことは、そうやってできますし、当初から毎月どれぐらいのお金が必要だということが明らかなのだったら、大きな財産として、一応信託にするけれども、その中から定期金を渡してもらうような信託プランも、やろうと思えばできると。これは信託の報告を出す専門職の後見人さんに、こういうやり方がいいねということをご相談しておけばいいわけですね。

逆に、年金などの収入が定期的にあって、どんどん財産が増えていくという人もおられます。その場合は、一旦信託にしましたけれども、また手元のお金が増えてきた。そしたら、裁判所のほうが、折を見て、この分をもう一回追加で信託にしてくださいという命令を出すことになります。

当然、後見人さんは年に1回は最低限裁判所に報告を出しますし、今までの財産の傾向から見て、これはお金がどれだけ余っていくだろうなということがわかっている人については、恐らく定期的にそういう指示を受けることになるだろうと思います。

そういう仕組みになっておりますので、成年後見の信託をするぞという話が裁判所から来たときに、驚かないでください。財産がこれくらいあったら、そういうことを言われるのは当然だということになっております。その場合に、専門職の後見人さんがつく。その人とよく相談して、将来どんなプランがいいか、こういうことをしてもらえないだろうかというご希望を述べて、そういう形で進めていくのがいいということになります。

裁判所は、先ほど申し上げましたように、あなたが悪いことをしてるから財産を召し上げますよとか、そんな意図は全然ないので、今までのやり方と違うやり方が導入された。それは、全体的に信託を利用して後見制度をよくしていこうということであって、自分に対して特段何か悪いことを追及されているという意味ではないので、そういう形で来たものということでご協力いただきますように、よろしくお願いします。では、次のページの話題ですね。

被後見人に対する意思決定支援。意思決定支援という言葉はちょっと聞きなれないと思いますけれども、これはこの後のパネルディスカッションの中でも出てくるお話なので、この言葉の説明からさせていただきます。

身上監護に特にかかわることですが、成年後見の制度の基本の理念は、自己決定権を尊重するということであつたわけです。自分のことは自分で決めると、それが自己決定権というもので、誰でもその権利を持っているわけですが、意思能力が減退してしまつた方には、一人で自己決定していくことが困難であると。そのために、それを援助するような人をつけようというのが、成年後見制度の基本的な理念であつたということですね。

ちょっと歴史を振り返ってみますと、ちょうど西暦2000年ですね。平成12年4月に介護保険の制度がスタートしました。介護保険というのは、役所が一方的に決める措置ではなくて、契約でもってサービスを受けることになります。自分の意思で決定をするんだと、そういう理念でもって行われるわけです。

しかし、実際には、このサービスを受けようという人は、高齢者の認知症の患者さんが多かったということになります。自分1人で意思決定をして契約をしていくことがなかなか容易でないので、その支援者として成年後見人をつけるということで同時にスタートしました。

それからその介護の制度は拡大されて、2003年には障がい者の方も、契約によってサービスを受けることになったわけです。

それから15年ほど経過いたしまして、その間、実際どういう運用がなされてきたかといいますと、この成年後見制度の前身は、禁治産という制度でありました。禁治産で、文字を見てもわかるように、おさめることを禁じられると、産というのは財産の産です。財産を自分で管理して使うということを禁止してしまうと、非常にネガティブな表現だったわけですがけれども、この制度を引きずつたような運用が実態であつたと。



行為の能力を奪って、財産管理の権限を誰かに移すということが中心に行われていたわけです。

そのことについて、やはりこれはおかしいのではないかと。成年後見の制度をつくったときの、その心に立ち返らないといけないのではないかという批判がいろいろ出てきました。特に高齢者以外の精神障がい者、知的障がい者への対応という問題が多かったわけです。

こういう方は、大体において年齢もお若いし、自分なりの意見もあって、活動的にこういうことをやりたいというのもあったんですが、そういうことが十分に自己の決定権として尊重されてこなかった、そんな反省が生まれました。

その間に、障がい者についての権利をもっと保護して、保障して、強く打ち出してこういう考え方が進展したということもあります。

日本では、いろんな法がありますが、法の体系としては憲法が一番上にありまして、条約があって、法律があるという関係になっていて、その条約というのは、国際的な取り決めです。その国際的な取り決め、よその国の意見を入れて、これが日本にも影響するということですが、特にその障がい者の権利を充実させるべきだという意見が世界的に強くなってきたということがあります。

2006年に国連では、障害者の権利条約を採択しました。採択というのは、この内容を決めたという意味ですね。あらゆる差別を禁止すると。合理的な配慮をして、それを提供しなければいけない。障がい者という人たちは、保護の客体ではなくて権利の主体なんだと、そういうことを打ち出す条約であったわけです。

これを日本でも受け入れることになりまして、これを日本の法にしていくという手順があったわけですが、障害者自立支援法というのは、どうもあまりできがよくないような法律でありまして、これについてはいろいろ批判が出ました。

これを改正して、最終的には障害者総合支援法という形になったわけです。

その上で2014年、平成26年のことですが、日本も、この障害者の権利条約を批准することになりました。

この条約の仕組みでご説明しておきますが、条約が国連で採択されたということは、条文ができたわけですが、それに日本が入りますよということを言うわけですよ。それをこのときからやりますよということにするのが批准という手順になります。国会がこれを受け入れましたということを決議して、それを国連のほうに報告すること

によって、その権利条約が日本の国内で法として通用すると。法律よりも上位の法規範として通用することになったわけです。

これを日本が批准した以上は、これにのっとって全てのことが行われなくてははいけない。そのために、いろんな法律も整備して、今まで準備をしてきたわけですね。これがスタートするということになりまして、その理念が本当に生かされているか、今、問題になっているということです。

高齢者を中心に成年後見の制度が考えられてきたと申しましたが、知的障がい者の方の後見は、高齢者と比較して、いろいろ違った点があるということです。支援の期間が長期にわたると思います。対象者の年齢が若い、障がい者の方で若くして障がいをお持ちの方は、これから成年後見をしていくにしても、50年とかの単位にわたることもあると。そういう場合に、支援者のほうが先に年老いて、あるいはお亡くなりになって、支援者のほうが先にだめになってしまうというケースがどうしてもあると。親亡き後への不安。それから、親が成年後見を受けるような立場になってしまうということになると、結局、自分が障がいのある方を見るどころではないという話になってしまいます。

その場合にどうしたらいいかということで、年をとったり死ぬことのない法人でもって後見をすとか、あるいは後見人を複数にするとか、いろんな引き継ぎをすとかいう形で対処をしていくことが必要になります。

それと、期間が長いことを考えますと、財産管理についても長期的な視点でやる必要があると。後見人の報酬は、専門的な後見人をお願いするとすれば、家族と違って報酬をお支払いしなくてははいけないので、その報酬をいかに確保するか。それから、相続が起こっていくような場合に、それにもどういうふうに対応するか、こうした長期的な視点で計画を立てる必要があると。

身上監護の問題については、年齢による変化があるであろうと。高齢者の方はこれから余りお変わりはないということですが、若い知的な障がいの方は、その年齢が変わっていくにつれて、違うようになっていく。その変化にも対応していかなくてははいけない。

それから、地域社会で生活をしたいですとか、もっと社会に参加したいですとか、そういったご希望を持つ場合もあります。小さいころは施設の中で生活するので良かったけれども、もう成人になったのだし、私も地域に出たいわというような、そういう

ご希望がある場合もあります。そういったことの意味決定を支援していく必要があるでしょうということなんです。

そこで、意思決定支援の問題になるわけですが、成年後見の実際というのは、本人を保護するという名目のもとに、決定権を奪って、全てを後見人がかわって決めてしまっているという例が多かった。後見人がよかれと思ってやるという形であったわけですが、そういう押しつけはおかしいと。発想を転換しなくてはならない。後見人が決定をするのではなくて、まず本人さんが決めるんだと。本人が決定できないところを支援していくんだと。だから、決定のもとになるような、いろんな状況をわかりやすく説明して差し上げたり、これとこれと、どっちがメリット、デメリットがあるのという話も説明して、そういう形でやると。

それから、後見の制度の類型が幾つかあると先ほど言いましたが、できるだけ制限が少ない形でいって、もしもっと大きな制度が必要なら、類型を変更するという手段もありますから、それを適宜使うと。最初から本人の行為能力をたくさん奪ってしまうのはよろしくないということですね。

これについて先進的な外国の例を申し上げておきますけれども、イギリスでは、この意思決定支援の法律というのがあります。この中でうたわれている原則、これは全ての国に通用するものだと思いますので、引用しておきました。

意思決定能力存在推定の原則。障がい者の方に能力が無いと決めつけてはいけないう。能力があるということ、まず推定しましょう。能力があるということ、前提に話を、やっぱり無いんですねということがわかってから、その分を補うことにしたいということ。

意思決定支援優先の原則ということで、優先的に支援をするということですから、本人の決定をまず重視する。それで、私たちは支援をするんだという、そういう枠組みを忘れてはいけないうことですね。勝手にやってしまうのはおかしいということ。

客観的不合理性による意思決定能力判断禁止の原則。ちょっと長くてわかりにくいんですが、何か不合理なことを言っているなという場合があるかもしれませんが、だからといって意思決定能力が全く無いと決めつけてしまったらいけないう。なぜそういう一見不合理なことをおっしゃるのか、その原因を突き詰めていって、それでそのことの意味がわかれば、理解できる場合もあるわけ。本人にとっては合理性があっ

て、なぜこういうふうになってしまうのかが解決さえすれば、合理的な判断をできる人はおられるわけで、そこのところを一見不合理だからといって決めつけないようにしなければいけない。先入観を持って見ないということだと思います。これは後で、パネルディスカッションでもそういった事例もご紹介できると思います。

あと、最善の利益、Best Interest、これを本人さんが持てるようにしましょうということで、いろんなメリット、デメリットがあるけれども、本人さんにとって、自分にとって一番いいものを選ばせてあげるようにすると。

必要最小限度の介入ということで、本人さんに対して、最初から保護的に全部に介入するんじゃなくて、本人さんがやりたいようにやれる、やらせてあげる。その結果、うまくいかない部分を援助すると、そういった形で意思決定を支援していこうということになります。

これは、ここにおられる方は専門職が多いと聞いておりますが、専門職が陥りやすい罠というのがありまして、私は専門家なんだから、私のほうがよく知っていて、私の方がこの人のために利益になることを、すぐ判断してできるんだと思ってしまうと、どうも先走って、本人さんの本当は意に沿わないことをやってしまいがちであります。そこのところを、意思決定を私たちはあくまで支援するんだと。本人さんが決定することが第一なんだという形で、発想の転換をしないといけないなと思います。

これは特に我々弁護士には耳が痛い話ですが、弁護士というのは、大体私は1人でできるんだから、この人のためにいいことがすぐわかるんだから、ばんという形で押しつけてしまいがちですが、そうではないと。意思決定をあくまで支援するのが後見人の立場なんだということを忘れないようにやっていきたいと思います。

この言葉の意味は、全ての福祉サービスの現場に通じることだと思いますので、本人さんの意思がどこにあるのか、それが一見不合理であっても、なぜ不合理なことを言うのかを突き詰めて、もっと考えて、その人にとっていい状態をつくり出すようにご協力すると。それが福祉サービスに携わる者の使命だということで、皆さんにも、これからどういう形で仕事していくかということの1つの参考にしていただきたいと思います。

大体これで私の説明の時間が来ましたので、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 それでは、引き続きまして、パネルディスカッションに入らせていただきます。

コーディネーター、パネリストの方々のご紹介をさせていただきます。

まず、コーディネーターを務めていただきますのは、神戸シルバー法律研究会代表幹事で弁護士の村上さんです。続きましてパネリストですが、司法書士の池田さんです。社会福祉士の大庭さんです。障害者基幹相談支援センター、総括コーディネーターの小椋さんです。

今からのパネルディスカッション、この資料の5ページをお開きいただけますでしょうか。見ていただきますと、事例を挙げまして、その後ろにQ & Aというような形で、いろいろ書かせていただいております。これらのQ & Aの質問部分につきましては、神戸シルバー法律研究会の会員より事前に提供いただいたことから作成をさせていただきます。また、Q & Aの回答部分につきましては、各担当のパネリストが作成をするというような形で書かせていただいております。

それでは、これからの進行につきまして、村上さん、どうぞよろしく願いいたします。

**○村上** それでは、パネルディスカッションのほうに移らせていただきます。

ここからは、しばらく実際の成年後見に関する事例を見ていっていただきます。気楽に、こういう事例があったら、自分の場合はどうしようかなという気持ちで話を聞いていただければと思います。

今日の資料の5ページ、まず1番目「身上監護の重要性」というタイトル。本人の意思を引き出し、決定することを支援した事例について始めたいと思います。

これは、社会福祉士の大庭さんが経験された事例をもとにつくったフィクションです。フィクションですが、大庭さんがこれに類する経験をされたものとして話を進めたいと思います。

まず、事例を紹介します。

70歳前半の男性Aさんは、市営住宅で長年ひとり暮らしをしているが、最近夜中に大声を出したりするため、近隣者からあんしんすこやかセンターに相談があった。あんしんすこやかセンターの職員が訪問すると、部屋の中はごみ屋敷状態。飲んだビールの缶が積み上げられて、台所のシンクは見え、布団には尿臭があったと、こういう状態でした。センターの職員が介護サービスの利用を勧めたけれども、拒否された。認知症だけではなくて、知的障がい中度。療育手帳の区分で言うとB1ということもあって、この男性とは、なかなかコミュニケーションがとれない状況が続いていた。

結局、支援してくれる親族もいないと。財産管理、それから入院が必要かもしれないけれども、入院手続きをしてくれる支援者もいないため、成年後見制度を利用することになった事例です。

この事例について、具体的な話も伺いたいと思いますが、その前に質問の1番、一般論として、成年後見制度における身上監護とはどんなものか、また、大切にすべき点はどんなところか、というところを大庭さんに解説いただきたいと思います。お願いします。

○大庭 成年後見制度の身上監護とはということであれば、先ほど西野先生から法律的な内容についてはご説明があったように思います。

例えば、成年後見人に任命されました。全ての権限を私たち後見人が持てるというような勘違いをしてはいけないというようなお話がありましたが、私たち社会福祉士は特に、ご本人さんの気持ちを大切にしたいということを基本に行動しています。その中から考えていくので、ご本人さんに何がしたいか意思を確認したり、ご本人さんが自分の話ができるような状況を環境的につくったりして、ご本人さんの意思を尊重して進めていきたいという姿勢でいつも接しています。

認知症で徘徊があれば、ボヤなどで危険回避を本人自身ができない場合とかがありますが、そういった場合でも、協力者、親族、または支援者、医師、ケアマネジャーさんとか福祉関係の皆さんに協力していただいて、このような場合はどうしたらいいのだろうというように、最善の努力というか、ご本人さんの意思を確認していくというふうな、手間暇をかけて、させていただいています。

ご本人さんの前では、やはり嘘はつけません。こういった方というのは、嘘をつくと、すぐ見破られるというか、リンクするというか、なかなか正直でないと、本人さんも正直に心を開いてくれないとことがあります。ですので、意思決定を進めていきたいという姿勢を私たちも持って接しています。

以上です。

○村上 ありがとうございます。

では、この事例の具体的な中身に入っていきたいと思います。この事例では、コミュニケーションをとるのはなかなか困難だったということです。皆さんも、いろんな事案の中で、コミュニケーションがとれないというのは一番苦労することかなと思いますが、この場合に、このAさんとの信頼関係を、どのように大庭さんはつくっていか

れましたか。信頼関係がつくれたとすれば、それによって変化がありましたかというのが第2の質問です。お願いします。

○大庭 まず、ご本人さんのところを度々訪問して顔見知りになり、私が敵でないと認識していただけるように、話を聞くという姿勢で接しました。何度か訪問している間に、私が敵ではない、自分の話を聞いてくれる人だと認識していただけるようになりしました。そして、ご本人さんの様子を観察していると、少し目をご不自由ではないか、ゴミやホコリがあっても、それを認識できないのではないかと気づき、眼科を受診してはどうでしょうかと問いかけをしていきました。お散歩がてらに近くの眼科へ行きましょうと説得して、眼科へお連れした時に、白内障や緑内障であることがわかりました。目が悪いのではないかと思ったのは、目ヤニがよく出ていて、常に目をこすっていたからです。ご本人さんの意思というのは、言葉だけじゃなくて態度とか状況でも伝わってくる場合がありますので、それによって受診したわけです。それで、手術をしたほうがいいのではないかとドクターのほうから言われました。しかし、ご本人さんは手術をどのようにするのか理解できなかつたので、見やすくなるということと、手術の時はずっと私がそばで付添うこと、今よりも生活が楽になることを説明しました。ご本人も目ヤニが出て、しょっちゅう目を拭いていることが疎ましくなっていたときだったと思います。「じゃあ、しようかな」と、返事されました。その時点で、ご本人さんがみずから医療同意にサインをされたので、手術を受けることができました。

白内障の手術だけを受けました。すごくクリアに見えるようになりまして、ご本人さんは、目をこするようなこともなくなりました。そうすると、ゴミが見えるようになって、ここ掃除したほうがええかなとか、ちょっと気になるみたいで、シンクのほうへ行ったり来たりというような態度もあって。お弁当を食べており、お弁当箱もたくさんたまっていたので、「掃除を手伝ってくれる人を頼みましょうか」と提案させていただいたら、「金かかるんか」と言われたので、「お金はそんなに要りませんよ。手伝ってくださる方がいらっしゃるので。」とお伝えしたら、「じゃあ来てもらいたい」と希望され、介護保険の導入に繋がりました。

それからは、支援も霧が晴れたように進むようになりました。

○村上 ありがとうございます。本人さんの様子を、ある程度時間かけて、よく観察されて、どこでつまづいておられるのか、困難があるのかということを見つけた。そこ

が鍵になったということかと思えます。

続きまして、「生活の変化が、霧が晴れたように」ということですが、具体的にどんなことがあったか、続けてお願いします。

○大庭 目が見えなかったということと、孤独だったということと、本人さんに理解力が余りなかったということが生活を不自由にさせていました。夜中に大きな声を出すのは、夕方になってきたら、もう真っ暗に思われるみたいで、怖くて大声を出していました。

ゴミが少なくなりました。見えるようになるまでは、本人さんはゴミとして認識できてなかったんで、ヘルパーさんに入って掃除していただくことによって、ゴミがなくなりました。またゴミが見えるようになってからは、ご本人さんが掃除するようになりました。

ビール缶がすごくたくさんあったのですが、決まったときにヘルパーさんに捨てていただくようになったので、それもなくなるようになりました。以前、ご自分でビール缶を捨てたことがあったんですが、缶を捨てる日でない日に捨てたので、ご近所の方から注意を受けたことがあって、それから缶を捨てなくなり、たまるようになったようです。

介護保険を利用することによって、自分はみんなに心配されていると、以前持っておられた疎外感が安心感へ変化したような態度も見られました。笑顔もでてきましたし、ヘルパーさんに頼るような言葉も出てきました。困ったときは誰かに相談したらいいんやなと思うようになりました。

以前、働いていた職場で何か質問をすると、みんなにばかにされたり、怒られたりしてきた経緯があるので、ご近所の人にゴミ出しの仕方や曜日などを聞けなかったようです。ご本人さんから壁をつくっていたところもあったし、ご本人さんの障がいを周りの方が理解できていなかったということも、この方が孤立してしまった要因だと思います。

以上です。

○村上 この例は、もともとの大変な状態から、体をよくしたいとか、家をきれいにしたいとか、本人さんの意思を引き出して、それに必要な手段を選択するように支援されている例だと思いますが。支援にあたって気をつけられた点はどういうところにありますか。



○大庭 ご本人さんの意思を言葉として引き出すというのはもちろんですが、言葉だけではなく、日常の行動や仕草からもご本人さんの意思を推察するようにしました。言葉で自分の意思をはっきり言える方であれば、全然支援はしやすいですが、会場に来られている方も経験があると思いますが、言葉で自分の意思を表現できませんので、ある程度推察して話をしていきました。また、距離のとり方ですが、近寄り過ぎると離れて行ってしまいますし、遠すぎると顔が見えない関係になってしまいますので、近すぎず遠すぎずの距離をとるようにしました。また、支援者グループと情報共有し、役割分担をして関わりました。ケアマネジャーさんやヘルパーさん等、身近な支援者には、母親的な立場で優しくご本人さんに接していただき、「大きな病院へ行かないといけないよ」とか「お金を使い過ぎないようにね」など、父親的な厳しい発言は私が担当するなど、役割が逆になる場合もあるんですが、支援者の中で役割分担をするようにしました。ご本人さんの意思を尊重するために、ご本人さんの生活を支援者グループで共有していくということを大切にしました。

○村上 ありがとうございます。

資料は次のページに移ります。

この事例では、認知症だけではなく知的障がいがあったという特徴があったんですが、ここで知的障がいのある方の支援における留意点について、小椋さんに解説をいただきたいと思います。お願いします。

○小椋 7ページに表を書かせていただきました。この表は、「ペーテルってどんな人？」という知的障がいを持つ方の全体像を捉える本があるのですが、とてもわかりやすい本で、そこから引用しました。

知的障がいのある方は療育手帳という手帳が出るんですけども、3段階に分かれます。重度の方は療育手帳のA判定、中度の障がいがある方は療育手帳B1、それからこれはミスプリだと思いますが、軽度の知的障がいがある方は療育手帳B2に分けられます。

この方の場合、B1ということですので中度の方だったと思います。明日という日があると、この表の中に書いているんですけども、この明日という日があるというのはどういうことかといいますと、それは時間について知的の方がどのように解釈なのか、理解しているかということです。明日があるということは、いろいろな出来事を思い浮かべることができるので、昨日と今日、今日と明日、明日の次の日ぐらいの

ことはわかるという意味です。でも、その方に、今度の金曜日とか、2月中とか、1週間以内とか、そういう言葉で言っても、なかなかわからないです。

あるとき、その日は月曜日だったのですが、私がある知的の方に、今度の金曜日に品物は届きますとお伝えしたんですね。そしたら、普通の会話はできますので、「はい、わかりました」とおっしゃったんですね。ところが、木曜日になって電話がかかってくる、「小椋さん、来てないんだけどどうしよう」とおっしゃるんです。金曜日と言ったじゃないと言ったのですが、その方にとって、多分、その日じゃないというのはわかったと思います。明日でもないかもしれないが、その次の日ぐらいと思っていたと思うんですね。それが木曜日なんですね。

このように、曖昧な言葉は、とてもわかりにくくて、私たちは、知的の方にいろいろお伝えするときには、カレンダーに丸をするとか、何かの出来事と結びつけます。例えば、ドラえもんがある日とか、デイに行く日とか、自分の行動に結びつけて、そのことをお伝えすると、それがイメージとしてちゃんと湧くんですね。言葉だけではわからない時でもそのときは、「うん」とか言いますが、なかなか理解できないということがあります。

この表のことを説明すると長くなるんですが、この方の場合、ゴミが捨てられなかったというお話が今、大庭さんからありましたが、ゴミが捨てられないのではなくて、ゴミの捨て方がわからなかったと思います。

ゴミの捨て方も、誰かと一緒に住んでいれば、明日ゴミの日よという感じで、明日のことはわかるんですが、毎週水曜日と金曜日とかと言われても、なかなかわからない。特に缶とかは月に1回とか2回になりますので、そのときに間違えて出して近所の方に怒られたことがあったようですが、やはりそこら辺も全然わからなかったんだと思います。叱られるということはとても嫌なんですね。なので、なるべくだったら、そういうトラブルに巻き込まれないように、もう出さんとこ、みたいな感じになっていると思います。

それから、目が見えなかったということもありますが、いろんな方が接しておられると思うので、この方は白内障じゃないかとか、そんなことを言ってくださったかもしれません。でも、この方は、そんなことを言われても、自分のこととは思っていないと思います。なので、白内障は、手術をしたらよく見えるようになるのよというようなことを説明されても、全然わかってなかった。そんな時大庭さんと出会った。大庭さ

んがおっしゃるように、この方のわかる言葉で説明をし、丁寧にかかわることによって、大庭さんは自分を助けてくれる人なんだということがわかってくる。するといろんなことを試してみようと、警戒心が解けてくるんですね。なので、この方の場合は、本人がわかる言葉で説明してもらえたということがとても大事だったのではないかと思います。

○村上 どうもありがとうございました。身上監護をしていく上で、今までのお話にも出てきたと思いますが、陥りやすい点があったり、逆に注意しないといけない、こうすればうまくいくという点だったり、そういうところのまとめを大庭さんをお願いします。

○大庭 身上監護をする上で特に注意すべき点は、先ほど西野先生からもあったように、こちらがこの判断が正しいと思ったとしても、ご本人さんが受け入れてくれないとか、ご本人さんに理解していただけないものであれば、正しい判断とは言えません。だから、自分の判断が正しいと思い込んで、ご本人さんにその支援を押しつけるというような行為は、やはり意思決定支援から考えても注意すべき点ではないかと思います。

また、ご本人さんが曖昧な返事をした時の対応も注意が必要です。よく「まあ、どちらでもええわ」みたいな感じのことをおっしゃるんですが、そのときに、同意したね、という感じで、デイサービスに行っ、お風呂入ったらいいやん、気持ちいいよと、デイサービスに行っていたとしますよね、ご本人さんも同意されたので。でも実際にデイサービスに行った後本人から、「大勢の中で裸にされた。自分はあるところに行くつもりやなかった」と言われ、それ以降の施設利用が全くできなくなってしまったことがありました。やはりそこら辺も、ご本人さんにもっと丁寧に説明し、ご本人さんが同意したら施設の見学に行っ、と、手間暇かけてサービスを導入する様に考えていかないといけないと思います。

あと、後見人がつく、後見人さんに全部任せてしまうような傾向がありますが、後見人がついても継続した支援をお願いしたいと思います。後見人がつくまでは、その人に周りの目が集まっ、定期的なカンファレンスも開催し、支援者ネットワークが出来ていたのに、後見人がついた途端、後見人さんに全部任せてしまい、支援者の関わりがなくなるような場合があります。しかし、本人との付き合いは、これまで関わってくれていた支援者の方が後見人よりも長いわけ。そういった支援者の関わりがなくなる事は、被後見人さんにとってはすごく不利益になります。あくまで後

見人は社会資源の1つであって、その人の親族でも、妻でも、お母さんでもありませんので、全てのことはできません。支援者の皆さんに頼る面が多いと思いますので、そこら辺はご理解いただければと思います。

この方、ビールをたくさん飲んでいたんですが、薬を飲むようになって、夕食後の缶ビールは1本にしましょうと、ご本人さんと話して決めました。でも、それが時々2本になったりもするんですが、愚かな行為というのは、どなたでもあると思うんですよ。ご主人様でしたら、奥様が今日は1杯よと言ってても2杯飲んでしまうことは日常的なことですし、私なんか、テレビショッピングで買ったらかんなど思いながら、12時ぐらいになったら、ついつい電話して買ってしまったりします。こういった愚かな行為を、人間だったらどなたでもすると思うんです。そういった行為を取り上げてしまうと、ご本人さんの生活が豊かじゃなくなってしまいますので、大目に見てあげることをお願いしたいところです。

それでも、いろんな体制をとっていても、ご本人さんが危険回避できない状態になったり、入院しないといけないことになったら、やはりそれはその方向に支援させていただくことになると思います。ただ、あくまでもご本人さんが在宅で最後まで生活したいというご希望であれば、その希望に沿って支援をしていくということになります。在宅で死んでしまったら、死んだ方はそれである世に逝かれるから幸せなんですけど、残ったご近所の人や民生委員さん、見つけたヘルパーさんは拘束されて大変な思いをするんですね。でもそうであったとしても、ご本人さんが在宅での生活を希望されているのであれば、それをなるべく支援していくという方向でお願いしたいと思っています。

○村上 どうもありがとうございました。

それでは、1つ目の事例についてはこのあたりにしまして、資料では9ページ、2つ目の事例ですね。「本人本意の制度利用 ～地域で暮らしたい！～」、これは知的障がいの方の親亡き後の問題です。お母さんが亡くなった後、成年後見制度の利用によって、本人さんの思う地域で暮らす生活が実現できた例です。

事例を紹介します。

○さん。46歳の女性。知的障がい者通所施設に通いながら、心臓疾患を持つお母さん、お母さんも軽度の知的障がい者、と一緒に暮らしていた。お父さんはもう5年前に他界されている。お母さんが大分弱ってきていて、○さんの面倒を見ることができない

というので、この〇さんに後見人をつける必要があるなと思われていた矢先、お母さんが亡くなりました。

この〇さん、46歳女性本人は、金銭管理や家事ができない。持ち家の老朽化も激しい。転居の必要があるということで、周りからすると施設入所だろうと思われていました。施設入所の方向が、ほぼ確定していましたが、〇さん本人は、入所施設ではなく、今住んでいるところで今の生活を継続したいとはっきりと意思表示されました。

そこで、通所施設の職員中心に、初めは施設職員、障がい者地域生活支援センター、区役所のケースワーカーでチームをつくり、それに保佐人が加わって、〇さんが地域で暮らすための準備を整えていったと。

それから数年、いろんな苦労はあったけれども、今現在、〇さんは地域で楽しそうに生活しておられますよという事例です。これについて詳しく聞いていきたいと思えます。

まず、質問の第1。施設入所がほぼ決まっていたのに、地域で暮らすという意向を尊重する方向に転換できたということですが、転換できたのはなぜですか。どこにポイントがあったかをお聞きしたいと思います。小椋さん、お願いします。

○小椋 その方は通所の施設に通っていたんですが、その職員さんがとても熱心な方だったんですね。本人が本当にはっきり、施設ではなくて今の生活をしたいとおっしゃったんです。

その当時の担当の職員さんも、本人の意思を何とか大事にしたいと思ひまして、私たちに声をかけてきたということがありました。

○村上 ありがとうございます。その施設職員など、みんなが支援をしたいということになったということですね。

本件で、成年後見制度を利用しないといけないと、それを必要とした理由はどういうところでしょうか。

○小椋 この事案は、ちょっと考えたら難しく、いや、本当に施設じゃないかなと正直思ったんです。その理由の1つに、本人は家の事や財産管理、金銭管理が全然できないことがありました。もしこの方が地域で暮らすということになったら、まず、お母さんが亡くなった手続もしなければいけないし、今の家に本当に住み続けられるのか疑問でした。かなり老朽化していて、台風が来たら壊れてしまうんじゃないかなという家だったんですね。また福祉サービスを利用するとしたら、いろいろな契約とかも

ありますので、まず、在宅生活を続けるためにはというところに視点を置きました。そのためには、成年後見制度を利用しようということになりました。

○村上 ありがとうございます。どこでどうやって実際、暮らしておられるのかなというのが気になるんですけど、それはここからの質問ということで。

成年後見制度を利用して、保佐人が選任される。保佐人の代理権というのは、後見人と違って、個別にこれこれこういう項目は代理権がありますよ、ということを裁判所が決めていくわけですが、その代理権の内容として、どのようなものを申し立てしましたかというのが次の質問です。お願いします。

○小椋 この10ページに書いたとおりですが、まず、Oさん名義の預金通帳の管理と、それにかかわる手続。2つ目が、福祉サービスの利用契約の締結、変更、解除及び費用の支払い。3つ目が、亡き父母の遺産分割手続。持ち家がありましたので、その辺の手続。4番目もちょっと関係あるんですが、住宅をどうするかという一切をお願いしました。

○村上 ありがとうございます。だんだんちょっと見えてきた感じがします。

この案件の支援は、施設に入らずに地域で、このOさんが暮らすために、具体的にはどのような支援をされましたか。また、気になるお金の管理なんかもどのようにされましたか。

○小椋 この方の場合、先ほど申し上げましたように、まず、チームがしっかりできたんですね。そのチームの中で役割分担をしました。

お金のことは、お母さんが知的の障がいがあったということもありまして、日中活動の職員さんが少しやってくださってました。まず、通所の職員さんの役割としては、平日通ってくるときのOさんの健康状態の把握と相談相手になること、それから日々の小遣い帳をつけるというところを見ていただきました。支援センターのほうも、金銭管理について、1週間に一度ぐらい一緒にとりくんで、だんだん通所の施設の負担を減らし、私のほうに少し動かしてきました。

2つ目は、障がい者の支援センターの役割ですが、通所以外の生活の見守りということで、帰られてから就寝までの生活、緊急時の対応、ヘルパーさんの調整、それから土日の過ごし方というところを、ご本人と一緒につくっていきました。

保佐人の方は、先ほど申し上げましたように、家のこととか大きなお金の管理、福祉サービスの利用の手続です。この役割分担をして、必ず定例で毎月1回会議を開いて

進捗状況を把握しました。

○村上 ありがとうございます。

この支援を進めていく上で特に大切にされたことは何ですか。小椋さん、お願いします。

○小椋 何度も申し上げているんですが、大切にしたのはチームワークで、Oさんを中心にしたチームワークをつくったんですがOさんにもちゃんと役割を担ってもらいました。知的の障がい、B1で中度の方ですので、なかなか経験のないことは想像が難しいんですね。一つ一つ丁寧に言葉で説明しながら、それに行動を伴うように、一緒にいろんなことをしていきました。

まず保佐人がどういう事をしてくれる人なのか、本当にわからなくて、まず保佐人が何なのかという話を、お母さんに代わってしました。いろんなお金の手続してくれる人と伝え、家を探しに行くときも保佐人の方に一緒に行ってもらって、説明を聞いたり契約をしたりしました。

それから、障がい者地域生活支援センター、私ですが、急にきて、この人何する人なのというところの説明は、障害のある人が住んでいる地域に支援センターがあって、障がいの方たちの生活を支えるお仕事をしているんだということを伝え、ヘルパーさんを紹介したり緊急時の対応、夜中でも、この電話が通じるからねということとか、受診に付き添ったりとか、地域の中で暮らすためのパイプ役をしました。

先ほど申し上げましたとおり、みんなで役割を分担したんですが、Oさんにも役割がありました。具体的にどんな役割かということ、Oさんの場合は、朝、目覚ましをかけて、自分で起きるとか、毎日夕方6時には支援センターに電話をすとかです。ゴミ出しはヘルパーさんに一緒にゴミをまとめておいてもらって、「明日出すのよ」と声かけをしてもらい、自分でするといような、小さなことですが、そういう役割を一緒にやっていったのです。地域で暮らすということを真ん中に置いて、みんなが支援者みたいな形で進めていきました。

○村上 ありがとうございます。家を探しに行ったということなので、賃貸で暮らすようになったということですかね。

○小椋 そうです。

○村上 ありがとうございます。

資料は11ページに移ります。

この〇さんが地域生活を始めて、その当時から現在まで経過があると思いますが、それをお話しいただけますでしょうか。

○小椋 当初は、この方はお母さんと一緒でしたので、かなり依存的な生活をしておられました。お母さんが全てやっておられたので、ほとんど自分でできることというのはなかったのかもしれませんが。1人で寝るということもとても怖かったみたいで、夜中に本当に何度も電話がかかってきました。ちょっと喘息もあったので、喘息で死ぬんじゃないかとか、いろんなことを心配したんですけれども、大分それも落ちついてきて、2年後ぐらいには、生活介護の施設から就労系の就労継続B型というところに移られまして、工賃をもらうぐらいまで変わったんですね。

何が一番大きく変わったかというのと、自分で考えて、自分で決めることができるようになったことです。それまでは、お母さんに聞くとか、わからへんとか、ものすごく曖昧なことばかり言ってたのですが、今はどうしたいとかと聞くと本当に一生懸命考えて、こうしたいと言ってくれます。それがちょっと難しいときなんかもあるんですが、そういうときは相談をして、もしそうしたいんだったら、ここを少し頑張ろうとか、ここまでやったらできるかもねみたいな話をしても、ちゃんとそれが本人の中に入っていきます。一番大きく変わったのは、自分で考えて、自分で決められるようになったことだと思います。

○村上 ありがとうございます。

この事例は、本当にいろいろ考えさせられるといいますか、当初は施設入所の方向で決まりかかってたということですから、例えば私なんかこういう例を聞いても、「施設に入所するしかないんじゃないか」と言いそうな感じもするわけです。ところが、いろんな態勢を整えていって、〇さんの選択肢を広げて、地域で生活するという体制がつくれた。それによって、実に意思決定支援というか、意思決定する力を引き出しておられるという事例だと思います。

1つここで参考のために、地域社会での生活について、障害者の権利条約について条文を紹介しておきます。

障害者の権利条約の19条に、自立した生活及び地域社会での包容という項があります。ここでは、この条約の締結国が、ほかの者と平等の選択の機会を持って、地域社会で生活する平等の権利を有することを認めると書かれています。その上で、条約を締結した国は、地域社会で暮らすという選択肢を実現できるのに必要な措置をとるんだと



書かれています。

ですから、やはり地域で暮らしたいということであれば、できるだけそれを実現していく方向で考えましょうということは、障害者の権利条約にもうたわれていることだということを頭に置いておいていただければと思います。

もちろん、なかなかこの例のように、うまくチームがつくれて、実際実現できることばかりではないと思いますが、やはりその方向で考えていかないといけないということだと思います。

第2の事例、このあたりにしまして、次、第3、今度は「対応困難な障がい者への関わり」という例で、タイトルから見ても、ちょっとヘビーな事例かなと思われそうですが、これをやっていきたいと思います。

事例を紹介します。

これは知的障がい中度、療育手帳B1のMさん、37歳男性は、児童養護施設に18歳まで入所されていた。その後、寮が完備されているクリーニング屋さんでまじめに勤務していた。給料は平均10万円程度。障害基礎年金、当時約6万円は全て定期預金にしていた。まじめに働いて、こつこつ預金していた人だったんですね。30歳のとき、使わずに大切にためていた預金を友人に全額だまし取られてしまった。ところが、本人Mさんには、被害意識はなかった。

ある日、Mさんを知っている知的障がいの人から支援センターに情報が入り、このだまし取られた被害が発覚しました。支援センターがMさんに事実確認をしましたが、Mさん本人は、「お金を渡したのは友人だから盗まれたんじゃないです」「預かってもらってるだけです」と言って、被害を否定するんですね。Mさんに対して、「あなたはだまされて被害に遭ったんだよ」ということを説明して、同時に警察に被害届を出しました。詐欺に遭ったことを自覚してもらう目的でありました。

その後、Mさんと支援センター、行政で協議の結果、今後の金銭管理のためには、成年後見制度を利用しないといけないということで、申請することになった。

ところが、生活が落ちついてくると、今までのことを忘れて、やっぱりお金を自由に使いたいよと。保佐人なんか要らんわと。自分でできると、このMさん本人が主張するようになってきましたと。しかし、現在もMさんのお金をだまして使わせようとする友人に囲まれて生活しているため、継続した支援を行っているという事例です。

周りとしては頭が痛いですね。何とかしてあげたいなと思ってかかわろうとしている

けど、本人さんもなかなか理解してくれない、そういう事例です。

さて、詐欺被害ということでしたが、まず、どんな被害状況でしたか。これも小椋さんの経験された例をもとにしていますので、お聞きしたいと思います。お願いします。

○小椋 年金をずっと貯めていて、使っているときもあったんですが、当時貯まっていたのが300万円。それを全部本人がおろして、友達に渡しているんですね。それから、携帯電話の3台を契約してました。何か名義貸しみたいな形で貸してあげるんですけども、その携帯電話の未納と、代金の請求もありました。

保佐人が弁護士だったので、一応詐欺事件として扱っていただいたんですが、回収はわずかな金額でした。

○村上 ありがとうございます。なかなか被害回復って難しいですよ。

第2の質問ですが、このMさんは、その後もその友人とのつき合いがあるようなので、お金を取られちゃったりしてるのですかということですが、いかがでしょうか。

○小椋 年金は保佐人が管理してます。本人は大体10万円程度のお給料をもらいますので、それは本人が管理しています。本人管理分については、私たちが支援して小遣い帳をつけていますが、毎回1万円から3万円ぐらいの不明金があります。一応レシートを張ってもらうような形にしている、電卓を押すことも教えています。

少々のお金は、自分のお金ですし、いいと思うんですが、3万円を超えるぐらいの不明金の場合は、本人に聞くようにしているんですね。そうすると、ゲームセンターで使ったとか、それから食事をして、みんなの分を払ったと言っています。何かみんなで食べに行って、これ、自分の分ねという感じで、ぽんぽんと本人にお金を渡すみたいなんです。レジに行くのは本人なんですね。本人は親分気取りじゃないですけど、いつもお金を持っているというのがあって、みんなから頼られているというのが結構快いみたいなんですね。それで、お金を払ってしまったりするんです。

私が、割り勘というのは、ちゃんと計算してからもらわなくてはいけない、1人1人レジで精算したらいいじゃないのと言うのですが、なかなかそういうふうにしないうすね。

3万円ぐらいの場合、多分それは貸してあげたとか、何かしてるんだと思うんですけども、余り聞くと下向いて、もう貝のように黙ってしまいます。そして、何で自分のお金なのに悪いの？みたいな態度が見えたりします。

だまし取られるといっても、目の前でお金をぴゅっと取られるわけではないので、本

人はなかなかわからない、そんな状態でした。

○村上 ありがとうございます。

13ページですが、Mさんに取られた自覚がないんですが、これというのは知的障がい者の特徴でしょうか。

○小椋 いえいえ。知的障がいの方がみんなそうだとは申しません。全員がそうなのではありません。

この方の場合、施設で育ってるんですね。なので、お金がなければ生活できなくなるということは、多分経験としてないと思います。地域の家庭で育っていれば、お母さんが、お金がないとか、給料日がどうだのというような話が入ってくると思うんですけども、多分、施設で育つということは、いつもちゃんとご飯が用意されているし、暖かいお布団もちゃんとあるという生活の中で、お金がなければ生活できなくなるという危機感が本当にはないです。

体験しなければ理解できないと先ほどお話ししたんですが、このお金がなくなったら生活できなくなるということと言っても、なかなかわからないんです。この300万円の被害に遭ったときも、取られたお金が通帳上のお金なんですね。目の前で現金が動いたわけではなくて、通帳上のお金だったし、それは自分の生活に関係ないお金だったんです。ずっと施設の職員に、これは年金として貯めておきなさいねと言われたお金であったし、毎月の生活費は自分にとって給料だし、給料の中からお財布に入っているお金はとても大事ですが、数字上のお金というのはなかなか理解できないことがあります。

だます相手というのはとても巧妙なので、憎らしいなといつも思いますが、本人が計算できないということをよく知っているんですね。本人は、ばかにされるのがすごく嫌いなんです。自分の中ではできないことはよくわかってるんです。けれども、人からそれを見破られたくない気持ちがあるんですね。そこは知的の方、皆さんそうかなと思います。なので、わかったふりをするみたいです。いろいろ本人から話を聞いていると、そんなことを感じます。

取られたくないと言葉では言うんですが、なかなか実際に、数字と数字を見せて、合わせて、ほらおかしいでしょうとか言うとうるんですけどね。そのときは、うんと言って、ああ取られたんだなと思うみたいですけれども、やっぱり友達と遊んでいる関係の中では、なかなか自覚が持てないということがあると思います。

○村上 ありがとうございます。

さらに、この事例の中では、Mさんと支援者の関係が深まりにくいと。そういう被害意識というのと、友人との関係も大事にするというところで、支援者との関係が深まりにくいという困難があると思いますが、そういう場合の支援として、どのようなスタンスで臨むべきでしょうか。続いて小椋さん、お願いします。

○小椋 だます友達というのは、知的の方たちの仲間なんですね。神戸のハーバーランドのあたりでよく遊んでいる友達ですが、その方たちとのつき合いをやめたらいいんじゃないかなと思って、私たちが考える健全なというか、そういうグループ、本人は音楽が好きだったりするので、音楽のサークルに誘ったりとかをしたんですが、なかなかうまくいなくて。昔の仲間と遊びたがり、その仲間とのつき合いがとても大事なようです。

私たちは、本人のことがわかってきたので、だまされない程度に、本人にしっかり自覚してもらい、つき合っていけばいいなと思っています。

これにも時間が必要でして、今の生活が成り立っているのは、保佐人がいて、あなたのお金が守られているから、アパートを借りたりすることができたことを繰り返しお伝えしています。

地域で暮らしていくための最低の見守り、だまされないように、早くこちらがキャッチできる事と、早く本人にしっかりしてもらおう事です。例えば、食べに行きその場で、割り勘になったらレジで1人ずつ払う、そういうことをしたらいいと言っています。本人が望む生活、こういう生活をしたいといろいろなことを言いますので、そのためにはお金が必要だし、お金を黙って取られないように、一緒に考えていこうねといったも言っています。

○村上 ありがとうございます。じっくり時間をかけてという感じですかね。

次の質問は、この場合のMさんが、もう保佐人なんか要らないと訴えたら、やめないといけないのかどうかというところです。この例でなくても、私でもあります。自分が成年後見人をしている中で、例えばそれを理解しない、いろいろ衝突した場合に、周りの家族なんかから、「おまえみたいな後見人要らんわ」と言われたりするケースもあります。

こういう場合、本当にその成年後見人、この場合の保佐人なんかは、やめなければならぬことになるのかという、法律の問題ですが、これを池田さんに解説していただ

きたいと思います。お願いします。

○池田 この本人であるMさんが、保佐人が要らないという、法律上の主張と申しますか、どうしてほしいのかというところを考えますと、結局、内容としては2つ考えられると思います。

まず、自分には保佐は要らないのだということ。

つぎに、保佐開始の審判の取り消しを訴えている場合、今、Mさんについている保佐人とのマッチングが悪くて、我々も実際に経験することがよくあるのですが、人と人同士ですから、相性が悪いことがあります。保佐は大事なのだけれども、この人にはちょっとどいてほしいと。Mさんの友人なんかも、その保佐人がすごく目ざわりになっているので、この保佐人はやめさせてほしいという訴えと、2つの類型が考えられると思います。

まず、保佐開始の審判の取り消しについては、もともと判断能力が不十分だということで、お医者さんの診断書をつけて開始決定がされていますので、保佐開始を取り消すためにも、やはり医学的な診断は必要になってきます。実際、保佐程度でしたら、自分でいろいろ判断して行為をする能力が復活している場合もありますので、お医者さんが保佐不要という判断をすれば取り消されることもあります。ただ、このMさんの事情では、なかなか状態が復活しているとも言えなさそうなので、難しいかなとは思っています。

また、保佐人の解任ですが、保佐人自身に不正な行為、保佐事務を遂行するに当たって、本人の意見を全く聞かないとか、もしくは極端な話、本人の財産を横領しているとかいう事情がない限りはなかなか認められません。通常の保佐事務をしていて、単に本人との相性が悪い程度では解任されることはありません。

ただ、保佐の場合に、代理権付与されることは頻繁にあるのですが、これは、基本的にはオプションでして、保佐人に代理権を付与されたからといって、本人の行為が制限されるものではありません。ですから、金銭管理の代理権を保佐人が持っているからといって、本人自身がお金を出したりすることができないということはありません。

結局、このMさんが保佐人は要らないという訴えの中身は、保佐人との相性が悪いというところが根底にありますので、やはり保佐人の方でも、保佐人はもちろん自分が進めることは正しいと思ってやっているわけですが、そこは一旦自省するといえますか、なぜ私はこの人に信頼してもらえないんだろうと考え直すことも必要だとは思

ます。

その中で、例えば複数の保佐人が就任することも可能ですから、Mさんが、この人のことは割と信頼して、話を聞くというような方が、ただこの友人たちはちょっと悪意が見えますので、友人たちは不適切かなと思いますけれども、信頼できる親族の方等と一緒に保佐人に就任してみるというのも一つの方法かと思います。その中で、本人さんがどういうことを訴えているのかということ、現保佐人は、他の人を介してでも知っていく。本人の行為の中には愚行と考えられるものもあるでしょうが、それをするのは何でだろうということ、考えていく必要があるのではないかなと思います。保佐人自身も保佐業務をするに当たって、本人から信頼されていないということでかなりストレスを感じる場合もありますので、適切な新保佐人がつけば、スムーズに事務をなすことができる場合や、あるいは新保佐人と交代することもできる場合もあります。ただ、それも最終的には裁判所が判断しますので、当事者たちの意思だけでは決められない部分があります。

○村上 ありがとうございます。

Mさんの話に戻しまして、現在37歳ということで、まだ先が長いわけですが、今後の支援についてどのような展望を持っておられますかというところで、小椋さん、お願いします。

○小椋 だまそうとする友人にとって、支援センターとか保佐人の存在はとても邪魔なようです。保佐人というより弁護士と言うので、弁護士がついてるなら、もうおまえとはつき合わへんわ、みたいなことを言われたりしているようです。弁護士さんとの関係が悪いというのではなく、弁護士がついている事で友人との関係が悪くなるのが嫌なのです。言わなければいいと思うんですけど、そこを言ってしまうのが、知的の方の愛すべきところなのですが、弁護士が自分のお金を管理してると言わない方がいいと伝えるのですが、どこかで言ってしまってるんですね。

Mさんに関しては、最初の大きなお金のことは大体落ちついてきましたので、今は3カ月に1回ぐらい会議をしています。不明金も、大体今1万円前後で、それぐらいなら仕方ないかなと思っています。

保佐人を弁護士から社会福祉士に変更をすることも考えています。この方については、まだまだ時間がかかりそうです。私たちは、つかず離れず、距離を置きながら、本人が大変なことにならないように見守っていくということで、まだまだこれから先

も支援は続くと思っています。

○村上 ありがとうございます。

パネルディスカッション、6つテーマを設けてまして、ここでちょうど半分の3つが終わりました。時間も大変順調に、予定どおり進んでおります。

というところで、ここで休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

○村上 それでは、パネルディスカッションの後半ですね。資料では15ページのところを始めていきたいと思います。

「任意後見の実践的取り組み」ですね。任意後見って何でしたかみたいな感じの方もいらっしゃると思いますが、それは無理ないです。実際我々が出くわす現状の運用の中では、裁判所が選任する法定の後見が行われていることが、現状としては多いです。ですが、任意後見という制度があって、それを利用している、そういう例がありますよということでご紹介したいと思います。

事例。子供のいないBさんは、5年前に妻を亡くしてひとり暮らしをしていました。加齢とともに体の自由もきかなくなってきたので、80歳を機会にケアハウスに入居しました。現在は要支援1ですが、判断能力はしっかりしていると。

ケアハウス入居に当たり、入居一時金2,500万円、月20万円程度の利用料。保証人または後見人をつけない場合は、保証金200万円を支払えば入居可能だと言われたので、この200万円を払ったと。

ところが、入居1年後に、ケアハウス側より保証人または後見人が必要ですと言われたのをきっかけに、任意後見人を探すことにした。

このケアハウス、言っていることが入ったときと違うじゃないかということが、打ち合わせのときに話題になって、そこでちょっと話が沸騰したりしたんですが、このパネルディスカッションの本論は、任意後見をどう利用をするかという、本筋はそこなので、「話が違うじゃないか」という問題はちょっと置いておいて、話を進めたいと思います。

Bさんは、とにかく任意後見人をつけなくてはいけないということで、福祉的な支援、それから気軽に相談できる後見人を希望して、社会福祉士にそれをお願いしたいと思っていましたという例です。

まず、質問1、この任意後見って何だろうという問題ですが、どういう制度で、メリ

ットは何か、どんなところにあるんですかということ司法書士の池田さん、ご解説をお願いします。

○池田 先ほど村上さんからもありましたけれども、きっかけは任意後見制度とは直接関係しないところだとは思いますが、ただ、それをきっかけに任意後見について本人が考えるという端緒になっておりますので、その点で任意後見制度についてお話しいたします。

まず、民法には、国家に干渉されず自分自身の権利義務関係を自分自身の自由な意思で決定できるという私的自治の原則があります。これは当然のことですね。皆さん、今、こういう講義にも来られていて、自分の意思でこういう講習を聞こうと思われて、何でも自分で決めていく。生活全般に関して、物を買うとか、何にしても自分で決める。人にとやかく言われて決めるものではありません。

これは後見制度でも一緒でして、やはり人間、高齢化していきまして、判断能力がどんどん低下していく。そのときに、自分が判断できないときに、自分のかわりに自分の生活を支援していってもらう人を予め自分で決めるというのが任意後見制度です。契約に基づいて、受任者の方と、私はこうこうこういう生活をしたい、そのために、あなたにこういう代理権を与える、その対価としてあなたに報酬をお支払いしますというのを、全部自分で決めるやり方です。

先ほど法定後見の方が多いというお話が出ていましたが、やはり自分自身の将来のことですから、契約によって、自分で自分の将来設計を決めるのが原則であると思います。

ただ、不幸にして認知症を発症したり、あるいは交通事故等に遭って判断能力を欠くような状況になってしまったりした場合には、これはもう、自分では判断できませんから、裁判所の判断によらざるを得ません。そういう不幸な状況になってしまったら、例外的に国家が関与するということになります。

そういう意味で、任意後見制度は自分自身の将来の設計を自己決定できるというところが基本的なメリットで、裁判所が決めると、果たして自分と相性がいい人が後見人になるかどうかわかりませんし、いろいろ後見が始まって、本人と後見人との間であつれきというか、マッチングがうまくいかないというのもあります。結局、裁判所が決めているので、もちろん裁判所は適任だと考えて後見人を選んでいるわけですが、それよりも、やはり自分自身のことは自分で決めておくというのが必要なことかなと



思います。

○村上 ありがとうございます。自分で決めるオーダーメイドの良さをうまく生かせるならば生かしたほうがいいと、そういう制度かなと思います。この事例について話を進めたいと思います。

16ページですね。

この事例では、任意後見契約の内容をどのように決めていかれましたかということで、大庭さん、お願いします。

○大庭 私ども社会福祉士会は、積極的に任意後見を受けているわけではありません。先ほど先生のほうから、一時金200万円については横に置いておこうとお話しされたのですが、この任意後見契約をしたことによって、200万円はご本人さんのところへ戻りましたが、200万円に関してですが、ご本人さんは後から違う条件を言い出されたということで、その施設に対して不信感が湧いてきて、どんどん不安がご本人さんの中で広がって、任意後見をつけたいと考えるようになられました。

契約を始めるとき、ご本人さんの意向確認をするために、まず、生きるためのライフプランノートを作成していただきます。それはご本人さんと後見予定者である私との間で、どういうことを決めていったらいいかを確認するためです。ここにも書いてありますように、宗教とか葬儀の内容とか納骨とかお寺とか財産分与とか、処分とか、そういう細かい事もご本人さんと決めていきます。

例えば、段階的に年賀状は減らしていくけど、今はこれだけの人に年賀状を書いているという名簿や「自分が死んだら、こういう人に連絡してほしい。」「絶対ここには連絡してくれるな。」という人も書いていただきます。

先ほど池田先生からもありましたように、オーダーメイドの契約書ですので、ご本人さんの希望に沿ったいろんな内容を聞き取っていきます。意向確認に大体6カ月ぐらいかかりました。下調べ等にも時間をかけました。その後3カ月ぐらいをかけて公正証書をつくりました。公証人役場に行って、公証人さんを間に置いて、かなり時間がかかったように記憶しています。

○村上 ありがとうございます。少し補足しますと、任意後見契約は必ず公正証書でやらないといけないんです。公証人役場に行って、公正証書を作成します。法務局にその旨が登記されます。これは制度上、そういうふうにする決まっている制度です。

続いて、この事例で任意後見契約するに当たって大切にされたことは何ですか。大庭

さん、お願いします。

○大庭 判断能力がある、しっかりした方といいながらも、80歳という高齢です。1週間ほど間が空くと、「そんなこと言うたかな」というころもあります。そういった確認を繰り返して、例えば月2回、訪問時間を1時間前後にして、今回はこの項目2つについて話ししていきましょう、次回はこの次の2つの項目をお話しします、という形で時間をかけてすすめていきました。今回話す項目について詳細に聞いた後、次に検討する項目について考えておくよう宿題を出しておきます。訪問すると、ご本人さんは宿題を出した項目の話をされますが、その前に、「前はこういうことを決めましたよね」と確認作業もしました。行ったり来たり、本人の状況を確認しながら、本人の意思をなるべく反映させるためにゆっくり時間をかけて内容を決めていきました。

まだ見守り状態なんですけど、記載内容について、「そんなこと決めたかいな」と、ご本人さんが私に聞いたことがあるんです。あれだけ時間かけて決めたことを、すっかり忘れてしまったようです。仕方なく、また書類を引っ張り出して、ご本人さんに見せると納得していただけました。だから、公証人役場でさっと公正証書をつくって、任意後見人になるというよりは、石橋をたたくように慎重に時間をかけて確認していくことも大切だと思いました。また契約内容を確認する過程で被後見人さんとの信頼関係もできてきます。雑談もしながら、ご本人さんの状況を把握し、支援させていただきます。

○村上 ありがとうございます。

またちょっと一般論に戻りますが、こういった任意後見契約をする場合のメリット、先ほどお話しいただきましたが、留意点のようなことがあるかを、池田さんに、もう一回解説お願いします。

○池田 結局、本人が自分自身で決めていく、主導して決めていくという気持ちの部分が大事成ってきます。我々も任意後見契約を受託する場合はあるのですが、どうしても、契約の内容がパターン化していて、どちらかというと、受任者、任意後見人候補者側が後見人になった場合にやりやすいような条項になっている場合が多いのですね。やはり本人さんが自分の将来をできるだけイメージして、「こういう生活をしたい」「どこの場所で、どういう支援をしてほしいか」はもちろん、また後で触れますが、医療同意の問題とか、あるいは延命の問題とか、本人自身にしか判断できないようなこともありますので、契約の中にそういったものも、自由に契約できるわけですから、

できるだけ自分の思い描く将来を契約内容として書き入れることが必要かなと思います。

そのために重要なことは、先ほどの大庭さんのお話にもあったように、じっくり時間をかけたほうが良いと思います。早々に、受任者側が用意した契約書を、はいはい、わかりました、きっかけはいろいろあると思うんですが、例えば施設入所のために必要とかいうことで、どうしても焦って契約してしまうとかいうことがないように、ゆっくり考えて、契約条項の一つ一つに自分が納得して、受任者に託すということが必要だと思います。

また、任意後見契約は自由に変更、解約ができますので、一旦契約したからといって、それがずっとひっついて回ることはありませんから、幾らでも見直しをして、必要に応じて変更をしたり、場合によっては、この人はちょっと任意後見人としては適任ではないなと思ったら、全部白紙解約をしたりとかすることも必要かなと思います。

○村上 ありがとうございます。

次のテーマに行きたいと思います。

17ページ、「入所・入院時における後見人の役割、医療同意の対応（後見人にできること、できないこと）」です。

これは、これまでの成年後見シンポジウム、この研究会がやっているシンポジウムで何度か取り上げてまいりました。ですが、これ、本当によく出くわすといいますか、これに悩むこともよくある例ですので、繰り返してはありますが、改めて今年も取り上げました。

まず、第1、施設に入所、あるいは病院に入院する場合（以下入所等といいます）、後見人はどのような支援ができるのでしょうか。これも続いて、司法書士の池田さん、お願いします。

○池田 まず、後見人の職務として民法上規定がありますので、それを確認しておきたいと思います。

「後見人は、本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する」となっております。

「代理」ではなく「代表」ということで若干表現は違うのですが、いろんな後見制度

の物の本とかを読むと、ほぼ法定代理人ということで、代表となっておりますが、代理人ということで理解されているようです。ただ、代理と決定的に違うのは、代理の場合は、本人からの委任があります。本人が、代理人に対してこういうことをしてくれとか、こういう形でやってくれとか、そういう意思決定があるのですが、被後見人の場合は、それがありません。ですから、先ほどの民法858条にあるとおり、後見人というのは、本人が意思表示できないものなので、本人の意思を推測して尊重しないといけないということになり、ここに大きな違いがあります。代理の場合では、委任契約等によって事務を代理人に委任できるのですが、後見の場合は、そういった事務の委任契約がありません。また、代理の場合は、代理人が不適切な行為をすれば、本人が、そういうのだったらもう代理をやめてくれと本人自身がその行為の中止を求めることができますが、後見の場合は、後見人がやったことに関して、本人がとめるということは、まず、考えられません。

その点で、後見人は、本人の意思を尊重することによって、本人の意思決定を代理する、代表するという内容になっております。

そして施設入所等で、この人には後見人をつけた方がいいということで、今日も施設の方、ケアマネさん等、たくさんいらっしゃると思いますが、後見人をつけたら、この人が法定代理人なのだから、もうあとは私たち何もしなくていいよ、これで万事オーケーと思われるかも知れませんが、実際にはそうではなくて、後見人というのはオールマイティーな代理人ではなく、あくまでも本人の支援者の一人にすぎません。ほかのいろいろな関係者とともに、本人の意思を尊重して、本人が生活、療養できるように努める協働者の一人で、初めのほうで、チームで支えるということがありました。後見人がついたから、はい、もう私はこれで手を引きますよということではなく、後見人もチームの一員です。法的な裏づけにより、かなり活躍できる部分はありますが、それだけでは1人の人の生活を支えるのはとても無理です。ですから、他の支援者の方々にも引き続き支援していただくことが必要です。

ただ、じゃあ「後見人さんがついたけれども、何も変わらない」ではだめなので、実際のところ、施設入所等をするに当たって、どういうことができるかをお話ししたいと思います。

まず、入所等の契約です。これは契約の当事者が本人と施設等ということになります。後見人は、本人の法定代理人になりますから、本人にかわって施設等と契約すること

ができます。本人の療養生活のために必要であれば、代理人として契約することはできます。

ただ、そういった契約と同時に必ずあるのが、2番目の身元保証、身元引受の問題です。これについて、契約書が一つにまとめられているので、中身がわからなくなっている場合がありますが、その身元保証契約、身元引受契約の当事者というのは、本人は関係しません。あくまでも施設と、その身元保証人になる人、身元引受人になる人との契約になります。後見人については、本人の意思を尊重し、生活等の療養看護をする義務がありますし、また財産の管理をして代理人として行動する義務はありますが、身元保証契約をしたり身元引受契約をしたりする義務はありません。ということで、後見人としては、それは職務外になります。

特に、今回市民後見人の方もいらっしゃっていると思いますが、基本、市民後見人には身元保証契約とか身元引受契約をする義務はないということは理解しておいてください。

また、入院のときに、いろいろな場面で医療同意が求められることがあるかと思いますが、医療同意については、これは契約ではなくて、要するに本人の体にメスを入れる、投薬をする、あるいは延命措置を施したり、もしくは、それを止めるとかになります。これは一身専属権であり、本人にしかできません。親族の方が代わりにすることは、事実上あるとは思いますが、それも本来ではありません。ましてや親族さえできないことを後見人ができるはずもないので、これも後見人としてはできないということになります。

ですから、まことに残念ですが、後見人ができることは、施設等に入所する際の入所等契約、これは本人がその施設等にお世話になって、その対価を支払いますという部分しか後見人の職務ではないということになります。ここは、初めに押さえておいてほしいと思います。

○村上 ありがとうございます。

続きまして、質問の2に行きます。

法律的にはそういうことになるんですが、ところが、実際の現場では、施設に入るときに身元保証してくれと、身元引受をしてくれと後見人が言われて、サインしてもらわないと困りますと言われるケースがあろうかと思っています。そのような場合に、後見人はどのような支援ができるのでしょうかということで、続いて池田さん、解説お願

いします。

○池田 まず、身元保証や身元引受については、2つ対処法といいますか、支援方法があると思います。一つは、施設側に対する説得です。先ほど申しましたように後見人は身元保証も身元引受けもできない立場ですので、原則どおり、これを施設側に説明します。しかし、それではなかなか事が進まないということがあります。

ただ、施設側も深い意味がなく、サインしてくれと言っている場合もあります。身元保証人を書いてもらうことになっているとか、身元保証人がいないと入所できないことになっているとかという形式的な説明に終始し、なぜ身元保証人がいないと困るのかというような実質的な説明がなされない場合があります。そういった場合に、例えば月々の支払い等については、「本人には十分な財産があるので、滞りなく支払っていただけます。ですから、連帯保証等の義務も必要ないと思います」ということを説明して理解してもらおうとか、また、身元引受けについても、高齢者の方等で、お亡くなりになるということももちろんありますので、亡くなった場合に、何も対応してくれないのは施設側としては困るでしょうし、もしくは、施設で暮らしていて骨折して病院に入院しなければならないのだけれども、そのときに何もしてくれないということでも困るでしょう。そこで、後見人が連絡を、第一報を受ける者として、「何かあったら私に連絡をください」ということを、立場を表明しておくというのは一つの方法だと思います。

それでもなかなか施設が応じてくれないという場合はありますが、しかし、後見人がそういう義務まで負うというのは難しい部分があります。そこで、次はやはり親族の方をお願いするということにならざるを得ません。ただ、親族の方も、「いや、私そんな面倒なこと嫌です」とおっしゃる場合は多々あると思います。それでも、誰かがこれらを引き受けないといけない場合には、とりあえず親族の方にサインしてもらって、遺体の引き取りとか、病院への搬送とか、お金の支払いとか、そういうことは後見人のほうで責任を持って対処させてもらうので、親族として本人のためにサインしてくださいとお願いするという方法もあるかなと思っております。

○村上 ありがとうございます。

続いて、医療同意の問題です。資料は19ページです。

医療同意のほうも、やはり後見人にサインしてくれと言われるケースも多いと思うんですが、後見人はこのような場合、どういう支援ができますかということで、続いて

池田さん、お願いします。

○池田 医療行為を行うに当たって、お医者さんもやはり説明なしに人の体にメスを入れたりにはできませんので、必ずやっていくことです。

医療のインフォームドコンセントとは、まず、患者である本人さんへ医療行為の説明、どういう医療方針のもとに、手術、執刀等どういった内容の医療を施すか、それから例えば麻酔の危険性であるとか、この手術をすることによってこういう危険性があります、あるいは、治る可能性が半分半分ですとか、そういう説明をします。説明をして、当の患者である本人さんが、そういうことかという、正しい理解をしなければいけません。いくら説明しても理解ができなければ、インフォームドコンセントは形成されません。正しい理解をした上で、じゃあ、その手術はやってください。あるいは、やらずにそのままにしておいてくださいという、医療行為に対する同意、あるいは拒否ということで、インフォームドコンセントは形成されます。

しかし、お医者さんも、決してその本人を害しようと思図しているわけではなく、よくなってもらおうという趣旨でやっているわけですから、本人側としては、お医者さんも、医療機関者も、本人さんを支える支援チームの一員であるという考え方をする必要があります。対医療機関というふうに敵対的な意識を持ってしまうと、医療同意なんてできませんとかになってしまいますので、みんなでその本人のために一番いい選択は何かを考えるきっかけであると考えてほしいと思います。

その中で、まず、インフォームドコンセントの①、②、つまり医療行為の説明を受けることとか、あるいは、その説明を受けた内容の正しい理解は、本人には期待できない部分が多いかと思しますので、どういう手術等がされるのか、あるいは、危険性がどういうふうにあるのかということは、親族等を中心に聞いてあげる必要があるでしょう。でないと、仮に医療過誤があった場合に、「先生はこう言っていたのに、全然違うやり方でやったのじゃないか」というように、本人のために、例えば損害賠償請求するとかいうこともできなくなってしまうので、医療行為の説明は必ず身近な人が、もちろん本人も交えてですが、複数の方で聞いておくのは大事なことだと思います。

その上で、最終的にはその医療をするか、しないかということを本人自身が判断できないときには、周りの人が本人の意思をできるだけ推測して、過去の言動であるとか、過去、親族の方に言っていた内容とかから判断せざるを得ないと思います。一番楽なのは、単に医療行為に同意しませんということで、みんなが断って、医者も「ああそ

うですか、それであれば何もしません」となり、これでやると、本人以外の誰も傷つかないというか、いいわけですね。責任は問われない。でも、それでは、本人のためにいいのかというと、大きな疑問が残ります。

ですから、先ほども言いましたように、医療機関も含めて、できるだけ本人に一番いい方法を選ぶというような支援チームですから、単純に医療同意はできませんとかではなく、十分説明を聞いた上で、必要であれば、言い方は悪いですが、「みんなでボタンを押す」みたいな形で進めても、これで誰かに何か責任が生じるとか、本人に対して、とても申しわけない事態になるということはないのではないかなと思います。

もちろん、お医者さんに医療過誤があった場合等には損害賠償できますので、同意したから本人が手術の失敗で死んでしまったという場合、同意した者に責任があるかという、そんなことはないので、お医者さんのほうに責任があるとは思われます。

○村上 ありがとうございます。池田さんから法律的な考え方と、それに基づく対処方法についてお話しいただいたと思います。

ここで、実際の現場で身元保証、身元引受の問題とか、医療同意の問題について、どんなことが起こっているか、困っていることとか、これは前からある問題なので、最近何か変化があるのかとかを、大庭さんに少しお話しただければと思います。

○大庭 身元保証とか身元引受、医療同意に関しては、私が10年ぐらい前に後見を受けさせていただいて、施設と契約をするときに、身元引受人のところにサインがないと、本当に入所させてもらえない状況がありました。でも、ここ10年ぐらいたった現在では、身元保証人のところを、後見人の欄として入所契約書が作成されている進歩的な施設もあります。また、先ほど池田先生からあったように、本人さんの財産によって、費用の支弁とか、亡くなったときの対応は必ずさせていただきますと説明し、身元保証人を二重線で消し、後見人として私の名前を書かせていただいたりしています。

10年前は、そういった事は、あかんと言われましたが、最近では、いいですよ優しくお返事いただく場合もあります。

まだまだハードルが高いのは医療同意です。医療同意に関しては、大きな病院ほど、必ず医療同意をしてほしいと今でも言われます。ただ、ご本人さんが要介護5で寝たきりで、挿管により本人の意見を聞ける状況ではないのにサインをしてくれと言われてたとしても、困ってしまいます。私たち社会福祉士会に依頼が来る案件は、身寄りがない方、いたとしてもかかわりを拒否されている方が多いので、親族に連絡すると、



「電話してくるな」「死んでも電話してくるな言うたのに、あんたしつこいな」と言われたりします。それでも、医療同意に関して求められます。

一方、医療同意ではありませんが、「ドクターの説明を受けました」とサインし、手術していただく場合もあります。ドクターも私が医療同意にサインできないことを分かっている、病院の事務局から医療同意にサインがなければ手術してはいけないと通達が出されているので、どうしてもサインが必要なようです。先生が説明してくださった内容を私は十分理解しました。私個人的には手術していただいたほうがいい結果になると思いますが、医療同意という形ではサインできませんので、先生の説明を受けましたということを入り込ませていただいて、私のサインをさせていただくということでしょうか、というふうに話をもっていったりします。

○村上 ありがとうございます。大分施設側とか病院側も、理解は進んできているかなということかと思います。

最後のテーマに行きたいと思います。

資料は20ページ、「死後事務」ですね。

成年後見は本来、本人の死亡によって終了するわけですが、実際には、亡くなった後の事務に何がしかの対応をしないといけないケースがあります。これにどのような考え方で対処していけばいいか、ということについてです。

20ページですね。

まず、死後事務というのはどのようなものがありますかということですが、池田さん、解説をお願いします。

○池田 後見人は本人が亡くなると同時に、法律上、後見人ではなくなります。ただ、いろいろ本人とかかわってきた関係があって、亡くなった、はい、それではさようならというわけにはいきません。心情的にも、ご本人と関わらせていただいた以上、ある程度のところまでは、支援者の1人としておつき合いをするべきだと思います。

具体的に死後事務と言われているものに何があるのかと言いますと、時系列で言うと、まず、お亡くなりになったときの遺体の引き取り、それから葬儀の執行、それと、その葬儀にかかった費用の支払い。次に、施設に入っていたり、病院に入院されておられたりしていた場合、未払い費用というのが大概ありますので、その未払い費用の精算ですね。その後には相続人の方への本人の財産の引き継ぎ。それから、相続人への引

き継ぎが未了の際に生じる事務ということで、賃貸住宅なんかにお住まいの方でしたら、いつまでも借りたままにしておれば、いつまでも家賃が発生しますので、借家の明け渡しであるとか、ほか、こういったものが具体的にあるかはちょっとわかりませんが、遺産の管理に必要な費用の支払いというものも発生することがあります。

○村上 ありがとうございます。

質問の2番ですね。それでは、この死後事務は誰がすべきことなんでしょうか。池田さん、お願いします。

○池田 答えを先に言うと、本人が亡くなると、本人の一切の権利義務は、本人の相続人が承継することになりますので、後見人とすれば、特別、何の権利も義務もないということになります。これは、民法上、相続の一般的効力ということで、相続人は、相続開始のときから被相続人の財産に属した一切の権利を承継するとなっております。

ただ、この死後事務のうちの1番ですね、遺体の引き取りであるとか葬儀の執行については、法律に、相続人がしなければならないとか、親族がしなければならないという規定は、どこを探してもありません。だから、死んだらほっておくというのも一つの選択肢になります。

ただ、一般的には、失礼のないようにお見送りをして、最後のお別れをするというのは、当然、日本の慣習というか、条理としてありますので、これらをすべきであり、親族の方がするのが条理かなとは思いますが。

行旅法といいまして、行き倒れの人に関しては、市町村が、公がその遺体を埋葬するというような規定はありますが、少なくとも皆さんが見ていた被後見人は行き倒れの人ではないし、身元不明の人でもないの、亡くなって誰も引き取る者がいないのだからといって、市がやるべきだとかというのは、ちょっとおかしいのではないかなと思います。

そうは言っても、元後見人のほうで、どうしても関与せざるを得ない場合もあると思いますので、後見人が死後事務を行う根拠として考えられる法律を2つ挙げておきます。

一つは、委任契約を後見の事務のところで準用しておりまして、「後見が終了した場合において、急迫の事情があるときは、後見人は本人の相続人が後見事務を処理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない」とあります。これは、応急処分義務というものです。

先ほど1から4の死後事務について触れましたが、まず、1番とか4番とか、葬儀とか相続人への引き継ぎが未了の際に生じる事務とかは、本人が亡くなってからの話になりますので、この対象にはなりません。本人が生きていらっしやる間の後見事務につき発生した債務の支払い等が応急処分事務の対象になります。そういうことになると、対象となるのは2番の入院費、施設費等の未払い費用の精算になりますが、入院費用とか施設費、もちろん支払わないといけないと思いますが、すぐに支払わないと、何か相続人に多大な損害金が発生することも、まず考えられないので、この応急処分義務に基づいて支払いをするのは、なかなか場面としては少ないのかなと思います。

2番目の法律上の規定として、事務管理があります。「義務なく、他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。その事務管理を始めた者ですね、管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。」

ここに他人とか本人とか書いていますが、これは被後見人のことではなしに、死後事務は本来相続人がすべきことなので、ここに書いてある本人というのは、相続人のことです。被後見人ではなしに、被後見人の相続人のことです。義務なく他人のためにというのは、元後見人とすれば、その相続人のためには何ら事務をする義務は負っていないのですが、ただ、その相続人がすぐ動いてくれないので、たまたま本人の財産を管理しているということで、他人である相続人さんのために仕方なく事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従って、相続人さんの利益に適合する方法によって、その事務管理をしなければならないという具合になります。

ただ、これによって、本来相続人がすべきことを元後見人のほうでやっていくことはできるかと思いますが、ただ、その本人の残した遺産の中から、例えば葬儀費用を支払うとか、そういうことはできないのです。それはなぜかと言うと、根拠がないからです。事実上、それを支払ってしまう場合もあるかとは思いますが、ただ、葬儀をするについての費用を誰が払うのかといえ、これは喪主が払うというのが、一応そういう判例も出ております。ですから、本人の財産で、例えば過大な葬儀をするとか、200万円、300万円ぐらいの葬儀を亡くなった本人の遺産から支出した場合に、相続人の中の1人が、いや、そんな過大なお葬式する必要もなかつたろうということで争われる可能性はあります。ですから、この事務管理の規定によって、元後見人が仮に

葬儀をしたとしても、自分自身が支弁しないといけない。場合によれば、その立てかえた費用を払ってもらえないとか、もしくは、相続人が相続の放棄をすれば、一切の権利義務は承継しませんから、もう私は知りませんで終わってしまう可能性もあるということです。

そういった、なかなか難しい部分があって、死後事務は相続人がしないといけない。元後見人がすることというのは、法律上見ても、ほとんどできるところは少ないことになります。

○村上 ありがとうございます。そういうわけなんだけれども、実際には、いろいろどうしようかなということが起こってくるという中で、続いて質問ですが、元後見人は、死後事務についてどのような支援ができますかという点について補足があればお願いします。

○池田 先ほどから言っていますように、その死後事務については相続人がすべきことになりますので、まずは、この元後見人はどのような支援ができますかというよりも、後見人であるうち、すなわちその本人が生きてらっしゃる存命中に、推定相続人の方と必ず緊密に連絡をとっておく必要があります。我々専門職の場合は、幾つか最後の場面に出くわすこともあるので、どういう段取りで物事を進めたらいいかというのは承知している場合が多いのですが、一般の方は、人が亡くなったときにどうしていったらいいのかわからないという方が多いのではないかと思います。ですから、我々としても、死後の事務は、どうしても相続人にイニシアチブをとってもらって、お手伝いに撤することしかできませんので、生前に、後見人である間に、相続人の方と緊密に連絡をとって、例えば先ほどの医療同意の問題もありますし、親族、相続人の方の意見というのは必ず必要になってくる場合がありますから、連絡をとって、生前から本人を支援していく。本人が亡くなられた後も、ご本人のお見送り等を円滑に進めていけるよう、話を進めておく必要があります。

場合によっては、相続人同士、兄弟仲が悪いとか、対立している場合もあります。明らかに、これはもうお手伝いできないなというような場面にも出くわすことがあると思います。専門職であれば、そういった場合でもそれなりの逃げ道といいますか、やはり相続人の争いには巻き込まれたくないので、うまいことやるやり方は承知していますが、市民後見人の方とかで、死後についてかなり争いがありそうだという場合は、もう深入りせずに、あんしんサポートセンター等にご相談されて、死後の事務につい

て、かかわらないほうがいいかなと思います。これは率直な意見でございます。

○村上 ありがとうございます。その死後事務ですね。今のお話のように、生前にできるだけ段取りをつけておくことがもしできれば、スムーズに相続人に移行できて、本来、権限外でリスクのあるようなことに手を出さないといけないという悩みも少なくなるかなと思います。

今日予定したシンポジウム、パネルディスカッションのメニューは以上です。大体時間ももう予定の時間になりましたので、質疑応答の時間もとれればと思いましたが、今日は済みませんが、割愛させていただいて、終了とさせていただこうと思います。

以上をもちまして、パネルディスカッションを終了します。どうもありがとうございました。

○司会 コーディネーターの方、パネリストの方々、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

6つの事例につきまして、具体的な話をさせていただきました。

もう一度、今日のパネリスト、コーディネーターの方々に盛大な拍手をお願いします。本日はどうもありがとうございました。